

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

住んでよかった～住みたくなる～住み続けられる まち「綾部」再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

綾部市

## 3 地域再生計画の区域

綾部市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地域の現状

綾部市は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分に位置し、京都府のほぼ中央部にあたり、京都市から北西に約 76 k m 地点にある。人口は 32, 245 人(令和元年 6 月現在)、面積 347. 1km<sup>2</sup>で、市内には市街地を貫通して日本海に注ぐ由良川をはじめ、その支流である上林川・八田川・犀川や舞鶴市の市街地を通り、日本海に流れ込んでいる伊佐津川等があり、京阪神からの太公望でにぎわう多くの清流が流れている山紫水明の地である。

特に由良川は、『サケの遡上する南限の大河』としても知られているとともに、天然鮎が遡上する 1 0 0 名川の 1 つにも数えられている。

### 4-2 地域の課題

それらの河川は表面的には比較的正常な水質が維持されているが近年、環境・生活排水による水質汚濁の問題や、飲み水として使われる水源の汚染問題に対する関心が非常に高く、水洗化整備等への期待が高くなってきた。そのような中、ふるさとの美しい自然や川を後世に引き継ぎたいと願う市民運動が活発となり、「上林川を美しくする会」・「あやべ山家観光やな保存会」等の結成、さらには「ほたるの夕べ」や「川まつり」などのイベントが各地域で実施されるなど、以前のような清らかなふるさとの川の再生のため、多くの活動が行われている。

綾部市では、この市民の願いや活動と連携し、遅れている水洗化のスピードアップを目的に、『京都府水洗化総合計画』との整合を図りながら、汚水処理施設の整備を推進している。

地域再生計画の認定を平成 1 8 年度から平成 2 2 年度まで、平成 2 3 年度から平成 2 6 年度まで、さらに平成 2 7 年度から平成 3 1 年度(令和元年度)まで受け、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の活用により公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業の効率的な整備を進めており、計画

目標の平成31年度末（令和元年度末）汚水処理人口普及率81%を平成30年度末で達成している。

しかしながら、汚水処理事業の着手が遅かったことに加え、広大な行政区域を有していること、さらには近年の極めて厳しい財政状況により、依然として京都府下の市町村の中では極めて低い状況である。

（平成30年度末京都府の汚水処理人口普及率98.2%）

#### 4-3 計画の目標

今後も汚水処理施設の整備促進を図るためにも、『住んでよかった～住みたくなくなる～住み続けられる まち「綾部」』の再生を合言葉に、引き続き地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、関連事業と連携を取りながら、汚水処理施設整備を一層促進するとともに、市民の快適な暮らしの確保をはじめ、公共用水域の水質保全や若者の定着に向けたまちづくり、さらには、近年活発な動きがある都市との交流を深め、『美しい自然豊かなまち綾部』を愛する多くの市民や都市住民と連携し、市内全域の活性化を図ることにより、地域の再生を目指す。

##### （目標1）汚水処理施設の整備促進

（汚水処理人口普及率を平成30年度末83.0%→令和3年度末84.3%→令和5年度末84.8%に向上）

##### （目標2）美しい自然や川を後世に引き継ぐ

（現在環境基準のA類型である由良川、上林川の水質について、A類型を維持する。）

##### （目標3）定住の促進

（人口減少が課題となる本市では、あやべ定住サポート総合窓口を開設し、年間15世帯を目標に空き家を有効活用して定住誘導）

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の下水道事業は、『京都府水洗化総合計画』に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業などの集合処理と集合処理計画区域以外の地域においては、特定地域生活排水処理事業である合併処理浄化槽の個別処理により整備を進めている。

公共下水道は2処理区で整備しており、綾部処理区は主として市街地の整備を目的として平成元年に着手し、綾部浄化センターを平成6年度末に供用開始し、全体計画区域793haのうち、由良川左岸457haについて整備を行い、令和3年度の完成を目指している。また、平成30年度に由良川右岸の味方地区（75ha）まで事業計画区域を拡大し、引き続き整備を進める。これらの整備区域拡大による汚水量の増加に対応するため綾部浄化センター

の水処理施設 1 池の増設を実施する。さらに、持続可能な下水道事業の運営に向けた、し尿処理施設の統廃合について検討を行う。

綾部第 2 処理区については、市営住宅・工業団地開発に併せ、平成 9 年度に事業着手し、平成 1 2 年度に供用を開始し整備を完了しているが、汚水処理施設の広域化を推進するために、綾部工業団地（1 1 6 ha）の事務所排水を処理している綾部工業団地水処理センターを綾部第 2 浄化センターへ統合する。

浄化槽事業については、平成 8 年度から個人設置型、平成 1 5 年度から市町村設置型の事業に取り組んでおり、集合処理の整備までに時間を要する地域や集合処理が非効率となる地域において、生活排水を効率よく処理し、地域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的として整備を行っており、計画的かつ効率的な汚水処理事業の促進を図るものである。

また、一般住宅等個人で設置された浄化槽について無償での寄付を受け、市で維持管理を実施している。

農業集落排水事業については、平成 5 年度から事業着手し、1 0 処理区、2 9 3 ha の整備を平成 2 6 年度に完了している。

また、3 事業に係る水洗化に伴う排水設備工事時の一時的な費用負担を軽減することを目的に、資金の融資あっせんを行っており、水洗化人口の普及促進を図っている。

さらに、市民と事業者と行政が協働した組織として、上林川を美しくする会が葦刈り等を実施している。

## 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

### 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A 3 0 0 9】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道……平成 3 0 年 7 月に事業計画（変更）

#### [事業主体]

- ・綾部市

#### [施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型、市町村設置型）

#### [事業区域]

- ・公共下水道  
綾部市綾部処理区の一部  
綾部第 2 処理区の一部（施設統合）
- ・浄化槽（個人設置型）  
公共下水道事業の整備区域（ただし、公共下水道

事業計画区域を除く。)

- ・浄化槽(市町村設置型) 綾部市の全域(ただし、公共下水道、農業集落排水事業の整備区域を除く。)

**[事業期間]**

- ・公共下水道 令和2年度～5年度
- ・浄化槽(個人設置型) 令和2年度～5年度
- (市町村設置型) 令和2年度～5年度

**[整備量]**

- ・公共下水道 管渠整備 L = 4,970 m
- 処理場(水処理施設)増設 一式
- ・浄化槽(個人設置型) N = 40基
- (市町村設置型) N = 160基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 334人
- 浄化槽(個人設置型) 80人
- (市町村設置型) 320人

**[事業費]**

- ・公共下水道 事業費 1,027,101千円
- (うち、交付金 539,020千円)
- ・浄化槽(個人設置型) 事業費 17,640千円
- (うち、交付金 5,880千円)
- (市町村設置型) 事業費 182,820千円
- (うち、交付金 60,940千円)

---

- 合計 事業費 1,227,561千円
- (うち、交付金 605,840千円)

**[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]**

令和/年度	基準年度 H30	R2	R3	R4	R5
指標1 污水处理人口普及率	83.0%	84.0%	84.3%	84.6%	84.8%
指標2 由良川、上林川水質維持	A類型	A類型	A類型	A類型	A類型
指標3 定住人口の増	15世帯 /年間	15世帯 /年間	15世帯 /年間	15世帯 /年間	15世帯 /年間

毎年度終了後、綾部市が必要な調査、資料収集を行い、速やかに状況を把握する。

### [事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

公共下水道及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で先導的な事業となっている。

汚水処理施設整備事業は綾部市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか『住んでよかった～住みたくなる～住み続けられる まち「綾部」』を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 排水設備等資金の融資あっせん制度 (事業主体：綾部市)

内 容 排水設備工事時の一時的な費用負担を軽減することを目的に、排水設備を設置し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、資金の融資をあっせんすることにより、水洗化人口の普及促進を図っている。

実施期間：令和2年度～令和5年度

(2) 既設合併処理浄化槽の寄付制度 (事業主体：綾部市)

内 容 一般住宅及び公民館等の公的施設に設置されている合併処理浄化槽を個人及び自治会等から無償で寄付を受け、市で維持管理を実施している。

実施期間：令和2年度～令和5年度

(3) 上林川を美しくする会事業 (事業主体：上林川を美しくする会)

内 容 上林川の清流をよみがえらせ、すばらしい環境を次代に引き継ぐために、平成13年7月に市民と事業者と行政が協働した「上林川を美しくする会」が発足した。

同会では、毎年7月に約50人の参加により葦刈りを実施するとともに、水生生物調査を実施しており、会報を年2回発行し、河川景観の保全や川を美しくする意識の高揚のための活動に取り組んでいる。

実施期間：令和2年度～令和5年度

(4) 定住の促進（事業主体：綾部市）

内 容 人口減少が全国的な課題となる今日、本市では、あやべ定住サポート総合窓口を開設し、農村地域に存在する空き家を有効活用した定住誘導を展開している。

実施期間：令和2年度～令和5年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和6年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

計画終了後に綾部市において、4に示す数値目標に照らし状況を調査し評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成30年度末 (基準年度)	令和3年度末 (中間年度)	令和5年度末 (最終目標)
目標1 汚水処理人口普及率	83.0%	84.3%	84.8%
目標2 由良川、上林川水質維持	A類型	A類型	A類型
目標3 定住人口の増	15世帯/年間	15世帯/年間	15世帯/年間

(指標とする数値の収集方法)

汚水処理人口普及率は綾部市の毎年のデータより算出する。

由良川及び上林川の水質は京都府の公共用水域測定結果の公表データ。

定住世帯数はあやべ定住サポート総合窓口の毎年の公表データ。

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
  1. 事業の進捗状況
  2. 総合的な評価や今後の方針

### 7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、インターネット（綾部市下水道課のホームページ）により公表する。